

米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）についてご意見をお寄せください。

米子市では、「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に当たり、市民の皆さまからのご意見をお伺いします。

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や個人のライフスタイルの多様化等に伴い、地域福祉活動の担い手不足や自治会等の住民団体の組織力の低下が顕著となっており、地域を基盤とした支え合いの機能は弱まってきました。

このような地域の状況を背景に、社会的孤立が生まれ、支援が行き届かない世帯の問題や、貧困、虐待等、対応が遅れることで深刻化してしまう問題、様々な要因が絡み合って、生活課題が複雑化し、支援が困難な状態にある世帯の問題などへの対応が課題となっています。

これらの課題を乗り越え、年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会にするためには、福祉制度の「縦割り」の構造や「支え手」と「受け手」、「官」と「民」という関係性を越えて、一人ひとりの市民、住民組織、福祉関連団体、企業等の地域に関わる様々な主体と、行政が、互いに連携し、それぞれが役割を果たしながら、ともに人の暮らしを支え合う仕組みを構築していく必要があります。

本計画は、そのための地域福祉の基盤づくりと、地域福祉推進のための具体的な実践に取り組んでいくために、米子市と米子市社会福祉協議会が共同で策定するものです。

2 計画期間

5年間（令和2年度～令和6年度）

3 意見の募集期間

令和元年12月18日（水）～令和2年1月17日（金）

4 意見を提出できる方

- ・市内に居住又は通勤もしくは通学している方
- ・市内に事務所などのある個人又は法人もしくはその他の団体の方

5 意見の提出方法

ご意見は別添様式「パブリック・コメント記入用紙」又は任意のものに必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送 〒683-0811 米子市錦町一丁目139番地3

福祉保健部 福祉政策課 地域福祉推進室 宛

②ファクシミリ FAX 番号：0859-23-5490

③持参 福祉保健部 福祉政策課 地域福祉推進室（ふれあいの里1階）

④電子メール fukushiseisaku@city.yonago.lg.jp

※電話、口頭での受付はしません。

※いただいたご意見に対して個別に回答はしませんが、米子市の考え方をまとめた上で、後日公表します。

※障がいのある方等で前述の方法による提出が困難な場合は、ご相談ください。

6 閲覧・入手方法

- ・福祉政策課、地域福祉推進室（ふれあいの里）、米子市役所総合案内、淀江支所（地域生活課）、市内各地区公民館、米子市ホームページ

7 お問い合わせ先

福祉保健部 福祉政策課 地域福祉推進室

電話：0859-23-5611